# 【表紙】

| | |
|---|---|
| 【提出書類】 | 確認書 |
| 【根拠条文】 | 金融商品取引法第24条の４の８第１項 |
| 【提出先】 | 関東財務局長 |
| 【提出日】 | 平成28年８月10日 |
| 【会社名】 | 日本精線株式会社 |
| 【英訳名】 | Nippon　Seisen　Co.,Ltd. |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役社長　新貝　元 |
| 【最高財務責任者の役職氏名】 | 該当事項はありません。 |
| 【本店の所在の場所】 | 大阪市中央区高麗橋四丁目１番１号 |
| 【縦覧に供する場所】 | 日本精線株式会社東京支店<br>（東京都中央区京橋一丁目１番５号　セントラルビル）<br>株式会社東京証券取引所<br>（東京都中央区日本橋兜町２番１号）<br>（注）東京支店は法定の縦覧場所ではありませんが、投資家の便宜のため縦覧に供しております。 |

## 1【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長新貝元は、当社の第87期第１四半期（自平成28年４月１日　至平成28年６月30日）の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

## 2【特記事項】

特記すべき事項はありません。